

法学研究科 自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

1. 目的・目標

(1) 研究科の理念・目的（教育目標）

学校教育法第99条に規定された大学院の目的に関する事項及び大学院設置基準第1条の2に規定された「人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する事項を踏まえ、法学研究科の理念・目的（人材養成目的、教育研究上の目的）を以下のとおり定め(2008年9月27日開催研究科委員会制定)、大学院学則別表に記載し、大学院便覧（資料1-1、10頁）、大学院シラバス（資料1-2、4頁）、大学院ガイドブック（資料1-3、22頁）、大学院学生募集要項（資料1-4、2頁）、ホームページ（資料1-7）等で公表している。

【明治大学大学院学則 別表4 人材養成その他の教育研究上の目的】

法学研究科には、法学研究コースと法学専修コースが設けられている。法学研究コースの目的は、基本的に大学教員を中心とする研究者の養成にあるが、博士前期課程修了後に、企業や官公庁の法務担当などの専門職に就く道も開かれている。法学専修コースは、主に社会人を対象として、専門知識に関するスキルアップを目的としている。学部や専門職大学院では、現行法の解釈や運用の実態を学び、法技術を習得することに主眼が置かれるのに対し、両コースでは、こうした法知識の習得を前提としつつ、さらに「法」をめぐる「知の探究」が求められることになる。博士後期課程では、課程博士論文の作成を指導し、大学教員など法学研究者の養成を目指す。

(2) 目指すべき人材像

上記目的に沿って、修了時点において学生が修得しておくべき要件を含め、法学研究科が養成すべき人材像を「目指すべき人材像」として下記のとおり定め、大学院便覧（資料1-1、10頁）、大学院シラバス（資料1-2、4頁）、大学院ガイドブック（資料1-3、22頁）、大学院学生募集要項（資料1-4、2頁）、ホームページ（資料1-7）等で公表している。

【公法学専攻】

公法学専攻の博士前期課程では、研究コースと専修コースを設置し、それぞれ基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した法学研究者及び高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程は、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端分野の科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、広範な知識と独創性を持った研究者の養成を目指す。

【民事法学専攻】

民事法学専攻の博士前期課程では、研究コースと専修コースを設置し、民法・商法等の実定法科目のみならず先端分野・基礎法分野の多様な科目を修得させ、研究者及び法学領域の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2. 現状 (2011 年度の実績)

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

① 大学の理念・目的, 建学の精神と, 研究科の理念・目的との関係

本学は、「個の強い大学」を教育理念として、「権利自由」、「独立自治」という建学の精神の実現に向けて教育研究活動を行っており、大学院は法学研究活動の拠点と位置付けられている。21 世紀を迎え、社会経済の激しい変化と学術研究の著しい進歩・発展に伴い、大学院の重要性が認識されるとともに、そのあり方が見直されようとしている。社会の多様な要請に応えるため、また本学全体の目標でもある、国際化を前提とした、多様な院生の確保、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様ないし複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

法学研究科は、伝統ある明治大学法学部における教育を基礎とした教育・研究機関であり、優秀な研究者及び高度専門職業人の養成といった法学研究科の理念・目的は、着実に実施されており、とりわけ、大学研究機関への院生の就職者数が着実な伸びを示し、近時では国内大学法学部専任教員市場で有数の占有を誇っている。さらに、高度専門職業人としては、博士前期課程修了者の多数が国や地方自治体の各種公務員及び主要企業の法務部門要員として採用されるという以上の点から、理念・目的は適切である。

③ 個性化への対応

法学研究科独自の特色ある取組・活動は、現状では実施されていない。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

大学院学則、大学院便覧、大学院シラバス、大学院ガイドブック、大学院学生募集要項、ホームページ等へ掲載しており、様々な媒体に掲載することで、大学構成員のみならず、広く社会に対して法学研究科の理念・目的を十分に広く周知できていると考える。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

毎年、法学研究科執行部において、法学研究科の自己点検・評価だけでなく、学生へのアンケート調査に基づき、院生協議会との意見交換会などを行っている。また、必要に応じて、カリキュラム・FD等検討委員会、法学研究科委員会においても検証を行っている。(資料1-5)

今後もカリキュラム・FD等検討委員会及び院生協議会との意見交換会や、就職動向調査などを行い、学生の満足度アップを図っていく。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 理念・目的は、目指すべき方向性を明らかにしているか。
- ② 理念・目的が、大学構成員に周知され、社会に公表されているか。
- ③ 理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行っているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・国内大学法学部専任教員市場において、近時、本研究科は法学研究科有数の占有率を維持していることから、本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成の効果が上がっていると評価している。
- ・本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者のさらなる育成に目標を設定している。
- ・明治14年の明治法律学校建学の精神との連続性が自覚的に浸透している。在校生のみならず、社会一般に対して、周知している。2012年度大学院学生募集要項（2011年度作成）中でも掲載している。
- ・学生へのアンケート調査に基づき、院生協議会との会合では、率直で活発な意見交換がなされ、また、懇親会や就職懇談会などを通して、研究科の理念・目標の検証が行われている。

(2)

(3) 改善すべき点

- ・法学研究科の第二の教育目的である高度専門職業人の養成機能を高めるために、高度専門職業人養成に特化したコースの新設を前提とした新たな養成システムの形成が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、以上3つのポリシーを再確認し各教育制度を促進させることが肝要である。懇談会や相談会などを通して、学生が副指導教員と接触する機会を増やすことで、共同して学生を育てる体制の改善に努めたい。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

さらに、同委員会において、現在の法学研究科の教育目標及び法学研究科・法学部のおかれた実態を踏まえて、高度職業人養成に特化したコースを新設し、それに伴って、既存のコースの改廃をも視野に入れて、法学研究科の定員問題の解決等の緊急な課題に取り組んでいる。（資料1-6）

5 根拠資料

資料1-1 2011年度明治大学大学院便覧

資料1-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科

資料1-3 2012年度明治大学大学院ガイドブック

資料1-4 2012年度大学院学生募集要項

資料1-5 2011年度第7回法学研究科委員会議事録（2012年2月3日開催、報告事項27—②）

資料1-6 2011年度カリキュラム・FD等検討委員会資料（2011年6月16日開催、審議事項5）

資料1-7 明治大学 ホームページ

「教育理念と教育目標」

(URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html)

「人材育成に関する目的その他教育研究上の目的」

(URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/mokuteki.html)

I-2. 理念・目的に基づいた、特色ある取組み

1. 目的・目標

特記事項なし。

2. 現状（2011年度の実績）

特記事項なし。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

特記事項なし。

(2) 改善すべき点

法学研究科の独自の取組みは実施されていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

・LLM・プログラムの実施（英語コース）において、従来以上に留学生・国費研究生を受け入れ、大学院の国際化及び国際社会への貢献、さらには世界に対する情報発信を目的として、LLM・プログラムの実施を目指すこととし、そのための調査や体制づくり、カリキュラムの作成等の必要な措置を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

他大学大学院や海外の研究機関等の視察を行った上で、法学研究科にて取り組むことができるか調査及び検討をカリキュラム・FD等検討委員会にて行い、導入につなげる。

Ⅲ. 教員・教員組織

表3-1 教員一人あたり学生数推移表

項目	2009年	2010年	2011年
専任教員数（特任教員を含む）（A）	39(00)	37(00)	39(00)
学生数（B）	83	76	93
教員一人あたり学生数（A/B）	2.12	2.05	2.38

[注]

1 学生数、教員数は各年5月1日現在。

2 専任教員数には、特任教員は含み、兼任教員、助手、客員教員は含まない。括弧内は、特任教員数。

3 大学院シラバス(資料3-2, 39頁～47頁), 大学院ガイドブック(資料3-3, 23頁・26～29頁), ホームページ(資料3-7, 法学研究科ページ「カリキュラム」「スタッフ」)

表3-2 2011年度 開設授業科目における担当者の専任・兼任比率

専攻	項目	必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計
----	----	------	--------	--------	----

法学	専任担当科目数 (A)	57	0	86	143
	兼任担当科目数 (B)	0	0	7	7
	専任比率% (A / (A+B) *100)	100%	0	92.5%	

[注]

- この表は、大学設置基準第10条にいう「教育上主要と認める授業科目」についての専任教員の担当状況を示すものである。
- 「専任担当科目数」には、他学部、研究科、研究所等の専任教員による兼任教員担当科目も含む。
- 「科目数」は、開設した科目の数で計上している。また、同一科目を複数開設している場合、同一教員が担当している場合は科目数1とした。
- 大学院シラバス(資料3-2, 39頁~47頁), 大学院ガイドブック(資料3-3, 23頁・26~29頁), ホームページ(資料3-7, 法学研究科ページ「カリキュラム」「スタッフ」)

表3-3 2011年度に大学院で実施しているFDに関する活動内容・参加者数・参加率

項目	2009年	2010年	2011年
専任教員数	1/1	0	0
FD研修参加者数*	1/1	0	0
参加率	100	0	0

[注]

- FD教員参加者数とは年間1回以上研修に参加した教員数。

表3-4 外国人教員の状況(2011年5月1日現在)

2011年度	外国人教員 採用数	外国人教員 在籍総数	法学研究科 教員数	外国人教員の 割合
	0	1	39	2.6%

[注]

- 教員数は、専任教員及び特任教員の合計数で、客員教員、助手は含まない。
- 採用数は、基準日現在までに任用された数。

表3-5 女性教員の状況(2011年5月1日現在)

2011年度	女性教員 採用数	女性教員 在籍総数	法学研究科 教員数	女性教員の割合
	0	1	39	2.6%

[注]

- 教員数は、専任教員及び特任教員の合計数で、客員教員、助手は含まない。
- 採用数は、基準日現在までに任用された数。

1. 目的・目標

(1) 求める教員像及び教員組織の編制方針

学校教育法第92条及び大学院設置基準第3章に定める教員の資格を満たし、かつ法学研究科の人材養

成その他教育研究上の目的の達成に資することができる教員を求める。また、「法(Law)」に関する現象及び活動を多面的・多角的に攻究することができるよう、各分野に必要な教員を適切に任用することを方針としている。

2. 現状 (2011 年度の実績)

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

① 教員像 (教員に求める能力, 資質, 資格要件等) の明確化

大学院授業担当者に求める条件については内規により、担当のための審査手続き及び授業担当者学生募集のための形式的資格要件 (教授昇格後の年限・執筆論文数) が定められ (資料, また, 教員の公募に際しては, 研究業績・教育業績等の評価の他, 本学の現状や課題に対する理解も含め採用を行っている。(資料3-5))

② 教員構成の明確化 (学生総数と教員数, 教員一人あたり学生数, 年令・性別等の構成, 任期付き教員専任教員・兼任教員の比率)

○教員1人あたりの学生数

現在, 教員1人あたりの学生数は平均約2名であり, 全体としては, 丁寧で密度の濃い指導を行う環境が整っている。しかしながら, 教員によっては多数の指導学生がいることもあり, 教育の質を確保するためにも教員1人あたりが担当できる指導学生数を検討していく予定である。

○年齢・性別・キャリア・国籍

教員については能力に応じて採用しており, 年齢・性別・国籍による区別は行っていない。

○専任・兼任比率の実態及びその適切性についての判断

開設科目の90%以上の科目を専任教員が担当しており, 現状に問題はない。

(資料3-1, 39頁~47頁)

○連携大学院及び併任教員の有無

連携大学院及び併任教員は, 存在しない。

○教員構成の改革

本学では学部中心の組織編制であるため, 法学研究科独自の改革にはおのずと限界がある。

また, 法科大学院の設立に伴い, 法学部・法学研究科の相当数の専任教員が法科大学院に移籍したため, 教員の補充が必要となっている。

③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

博士後期課程及び博士前期課程に副指導教員を設置している。副指導教員は, 当該院生の研究領域ないし隣接領域の研究者であり, 指導教員とともに研究指導を行っている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

① 編制方針に沿った教員組織の整備 (法令必要数の充足, 教員組織の整備方針と実態の整合)

法令必要数は充足し, 教育研究上必要かつ適切な教員が配置されている。教員組織の整備については, カリキュラム・FD等検討委員会で検討している。

② 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

カリキュラム・FD等検討委員会が設置され, そこで科目担当教員の適格性を判断している。

(資料3-4)

③ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

担当教員の資格については, 法学研究科の内規により定められている。また, カリキュラム・FD等検討委員会での検討を踏まえ, 研究科委員会において審議されている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

① 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

教員の任用手続きに関しては、法学研究科の申し合わせ（資料3-5）により明確に定められている。また、兼任講師の採用を除き、人事権は学部には属している。

② 規定等に従った適切な教員人事

法学研究科の申し合わせに従い、主に研究業績を評価対象として、適切な教員人事を行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

① 教員の教育研究活動等の評価の実施

教育活動については、学生に対して授業評価アンケートを実施し、また、修了予定者を対象とした授業満足度アンケートを実施している。（資料3-6）

研究活動の調査は、毎年度大学全体で行われているが、法学研究科独自での評価体制は整っていない。

② FDの実施状況と有効性

大学院全体では大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置しFDについて取り組んでいる。年に数回、院生協議会の代表と教育・研究環境の向上について協議の機会を設けている。

また、法学研究科院生協議会と法学研究科執行部で懇談会を行い、学生からの要望を把握し、それに対する対応を行っている。必要に応じて、カリキュラム・FD等検討委員会を開催し、FDにかかる各種案件について組織的な検討を行っている。（資料3-4）

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 大学として求める教員像にしたがって学部・研究科の教員組織の編制方針を定め、その方針を教職員が共有しているか。
- ② 方針にしたがってどのような教員組織が編成され、方針と実態は整合しているか。
- ③ 教員の募集・採用・昇格について基準、手続きは明確か。
- ④ 授業方法の改善を除き（4章で評価）、教員の資質向上のための研修などを恒常的に行っているか。
- ⑤ 教育研究活動の業績を適切に評価する仕組みがあるか、教育研究の活性化に努めているか。
- ⑥ 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・法学研究科委員会は、准教授以上で構成される。教員任用に対しては、大学院担当にふさわしい研究・教員上の業績があるか、また、研究指導を行うに十分な人間的資質があるか否かについて厳密な審査が行われ、担当教員の質保証が維持されている。
- ・学生へのアンケートを実施することにより、授業内容の改善へ向け留意されるべき点を明確にすることができた。また、学生相談室の活用により学生に対するケアの機会が増えた。さらに、アンケート

結果については、法学研究科委員会において周知している。

- ・法学研究科の授業科目のほとんどを法学部の授業を担当している専任教員が担当しているため、学部教育との一貫性・整合性が維持されるという利点がある。

(2) 改善すべき点

- ・専任教員の過度な授業負担を改善するため、教員補充の方策が検討されるべきである。
- ・大学院研究科に与えられた権限が不十分である。そのため、研究科の教育課程に相応した教員組織は整備されてはいない。
- ・研究科には専任教員についての人事権が与えられていないので、研究科独自の必要性に応じた教員補充ができない。
- ・学生指導の適切性を担保する方策として、指導学生・指導教員・副指導教員の三者間の意思疎通を図る必要がある。
- ・共同的教育指導を可能にする副指導教員制度を導入し、さらに、共同研究を目的とした講義科目（特定課題研究）などを配置してきたが、これらの制度の効果的実施に努める必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・学内の科目担当者が単独である科目に関しては、積極的に他大学院法学研究科との連携を試みる。
- ・教育効果を上げるため、指導学生・指導教員・副指導教員が連携をとる方策を検討する。
- ・院生協議会と研究科執行部の懇談会を継続して行う。これにより、学生からの声を逐次把握できる仕組みを完成させる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・担当教員の定年退職及び法科大学院への移籍による教員の減少に対応するため、従来の教員養成システムの充実を図りながら、外部からの教員採用を行う。
- ・カリキュラムの充実を図るため、客員教授等の採用も検討する。
- ・学内教員スタッフの有効利用、法学専修コースの改変に伴い、准教授による前期課程科目の担当や学内他学部所属の教員による授業担当も検討する。
- ・FDの一環として、例えば、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組の中で、教員間で学生の指導に関する意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証する。
- ・法学研究科において特定課題プロジェクトを創設するとともに、副指導教員制度を導入した。共同研究の活性化とともに、複数の教員が連携して、学生の教育・人材養成にあたる体制を推進していく。

5 根拠資料

- 資料3-1 2011年度明治大学大学院便覧
- 資料3-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科
- 資料3-3 2012年度明治大学大学院ガイドブック
- 資料3-4 2011年度カリキュラム・FD等検討委員会資料（2011年11月24日開催、審議事項5）
- 資料3-5 法学研究科内規
- 資料3-6 2011年度法学研究科に関するアンケート
- 資料3-7 明治大学 ホームページ
「公法学専攻教員一覧」

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/01/index.html)

「民事法学専攻教員一覧」

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/02/index.html)

「カリキュラム体系図」

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/curriculum/curriculum-law.html)

IV. 教育内容・方法・成果

表4-1 必修・選択科目単位数・卒業に必要な単位数

専攻	必修単位数	選択単位数	修了に必要な単位数
法学	12単位	20単位	32単位

[注]

1 大学院便覧(資料4-1-1, 13頁), 大学院シラバス(資料4-1-2, 37頁)

表4-2 締結している単位互換協定

締結先大学等名称	締結年月日
首都大学院コンソーシアム	2003年4月1日

[注]

1 大学院便覧(資料4-1-1, 115頁), 大学院シラバス(資料4-1-2, 29頁), 大学院ガイドブック(資料4-1-3, 166頁～167頁), ホームページ(資料4-1-7, 法学研究科ページ「単位互換制度(首都大学院コンソーシアム)」)

【IV-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針】

1 目的・目標

(1) 学位授与方針(ディプロマポリシー)

学則別表に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定め(第1章を参照)公開しているが、この目的を達成するため、目指すべき人材像、具体的到達目標、修得すべき成果、諸要件を明確にした「学位授与方針」を研究科委員会において定め(2010年10月21日開催研究科委員会)、公開している。

法学研究科 学位授与方針(ディプロマポリシー)

【博士前期課程】

博士前期課程は、研究者・高度専門職業人を目指す人材の輩出を目的としている。このような人材育成目的を踏まえ、本研究科の定める修了要件を充たし、かつ、学業成績ならびに学位論文から、以下に示す資質や能力を備えたと認められる者に対して修士(法学)の学位を授与する。

○広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力。なお、学修・研究について著しい進展が認められる者については、在学期間を短縮して博士前期課程を修了することができる。

【博士後期課程】

博士後期課程は、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を備えた人材を輩出することを目指している。この人材育成目的を踏まえ、本研究科の定める修了要件を充たし、かつ、学業成績ならびに学位論文から、以下に示す資質や能力を備えたと認められる者に対し博士(法学)の学位

を授与する。

○専門分野において研究者として研究者として自立して研究活動を行ない、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められる能力。なお学位論文に関して求められるのは、(1) 論文の独創性、(2) 研究テーマの学問的意義と適切性、(3) 論文の体系性、(4) 先行研究の網羅的調査、(5) 十分な外国語能力、(6) 理論的かつ実証的な分析、(7) 論旨・主張の統合性と一貫性、(8) その他の形式的要件、といった諸点である。

(2) 教育課程の編成・実施方針

法学研究科 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

【博士前期課程】

法学研究科博士前期課程の教育理念・目標である、研究者・高度専門職業人としての学問的基礎の習得を実現するために、以下に示す方針に基づきカリキュラムを編成している。

法学研究者養成を主たる目的とした法学研究コースと、法学領域の専門性を有する職業等に必要能力を養成することを目的とした法学専修コースを設置している。法学研究コースは、実定法分野の科目のみならず、先端分野や基礎法分野などの多様な科目を設置し、法解釈学を支える基礎的な法学科目を充実させることにより、研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備し、さらに博士後期課程への進学を支援している。法学専修コースは、「行政法・教育法」、「税法・商法」、「労使・雇用関係法」、「民法」、「法文化・裁判」の5つの「特定課題研究」に区分され、この中からさらに具体的な自己の専修科目を指定し、研究活動を行なうことにより、法学に関する高度な専門知識を有する社会人・職業人の養成を目指している。このため高度専門職業人の養成に不可欠な関連分野を広範かつ効果的に学べるように配置している。

【博士後期課程】

法学研究科博士後期課程の教育理念・目標である、法学分野の研究者として自立して研究活動を行なうのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識の習得を実現するために、以下に示す方針に基づきカリキュラムを編成している。

科目配置においては、先端科目や比較法・基礎法にわたる多様な科目を充実させることにより、比較法及び基礎法理論に裏打ちされた研究活動を自立して行なえる研究者の養成に努めている。また、課程博士論文の完成を援助し、研究者としての自立を支援するために、助手制度の活用を推進している。さらに、研究者志望の法科大学院修了者の受入体制を整備している。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

① 修得すべき成果、諸要件を明確にした学位授与方針の明示

これらの教育目標は、在学生に配布する大学院便覧（資料4-1-1、11頁～12頁）、大学院シラバス（資料4-1-2、5頁～6頁）、大学院ガイドブック（資料4-1-3、154頁）、大学院学生募集要項（資料4-1-4、3頁）、ホームページ（資料4-1-7）等で明示している。

② 教育目標と学位授与方針との整合性

- ・前記の教育目標を達成するために学位授与方針では人材育成目的を明示するとともに学位授与に相応しい資質や能力を具体的に明記している。教育目標と学位授与方針の下で、できるだけ多くの在学生に対して学位を授与できるように指導を充実させることが求められる。
- ・2011年度の学位授与の成果として、博士前期課程において修士学位を取得した者は16名（公法学10名、民事法学6名）、博士後期課程において課程博士を取得した者は2名（公法学1名、民事法学1名）であった。

③ 修得すべき学習成果の明示

- ・修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すと認められるものでなければならない。これは、「修士学位取得のためのガイドライン」において修士論文に求められる要件として明示されている。
- ・博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、法学研究科の博士論文として相応の質・量・内容・水準を備えるものでなければならない。審査にあたって考慮されるのは、(1)論文の独創性、(2)研究テーマの学問的意義と適切性、(3)論文の体系性、(4)先行研究の網羅的調査、(5)十分な外国語能力、(6)理論的かつ実証的な分析、(7)論旨・主張の統合性と一貫性である。これらの事項は、「博士学位取得のためのガイドライン」において博士論文に求められる要件として明示されている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の設定

- ・博士前期課程では、演習の授業が設けられ、そこではとりわけ修士論文作成のための指導が行われている。学生は、教員とのやり取りを通じて、テーマの選定、文献の収集、研究発表を行い、また、教員や他の受講生との討議を繰り返し、さらに教員による修論原稿の添削を受けるなどの過程を経て、修士論文を完成させている。以上の内容を定めた「修士学位取得のためのガイドライン」を学生に提示し、指導を行っている。
- ・博士後期課程では「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、以下のような指導体制がとられている。まず、1年次の末に論文作成計画書を指導教員に提出し、副指導教員を決定する。2年次の末に「中間報告」を指導教員と副指導教員に提出する。そして、この中間報告に基づき、3年次の前期に公開報告を行い、3年次の8月末までに「学位請求論文」を提出する。後期課程の「講義」は論文執筆指導時間に充当し、学位論文完成に至る中間作業として、大学院紀要（法学研究論集）に論文を執筆させている。以上の内容を定めた「博士学位取得のためのガイドライン」を学生に提示し、論文執筆のプロセスを明確にして、これに準拠したかたちで学位論文作成を指導している。
- ・「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」は、大学院シラバス（資料4-1-2, 7頁～26頁）、ホームページ（資料4-1-7）に明示されている。

② 科目区分、必修・選択の別、修得単位数の明示

- ・博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目の講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目の演習（4単位）を履修することが必要となる。また、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。
- ・博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位の履修が望ましい。以上の事項は在学生に配布する大学院便覧（資料4-1-1, 13頁）、大学院シラバス（資料4-1-2, 7頁～8頁・13頁～14頁）に明示されている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

① 周知方法と有効性

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学院便覧（資料4-1-1, 10頁～12頁）と大学院シラバス（資料4-1-2, 4頁～6頁）に掲載されて毎年公表されている。

② 社会への公表方法

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、ホームページ（資料4-1-7）に掲載されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。（検証する組織や見直しに関する規定やガイドラインの設置、検証活動の実績、見直しの成果など）

毎年、法学研究科執行部において、法学研究科の自己点検・評価を行っている。また、必要に応じて、カリキュラム・FD等検討委員会、法学研究科委員会においても検証を行い、適宜制度上の問題点と改善に向けた方策を検討している。（資料4-1-5、4-1-6）

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は関連しているか。
- ② 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学構成員に周知され、社会に公表されているか。
- ③ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証はどのように行われているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・2011年度に博士前期課程において修士学位を取得した者は16名（公法学10名、民事法学6名）であった。2010年度の実績（15名）と比較して修士学取得者数はほぼ横ばいであるが、一昨年度までの実績と比較すると2年連続で低い水準に止まった。しかしながら、法科大学院との並存という法学研究科の博士前期課程が置かれている厳しい状況を鑑みると、一定の成果を得られたものと考えられる。
- ・博士前期課程の学位授与方針では研究者・高度専門職業人を目指す人材の輩出を目的としており、それを受けて教育課程の編成・実施方針では実定法分野のみならず先端分野や基礎法分野などにわたる多様な科目を履修できるカリキュラムを組んでいるが、修了生全体における修士論文の内容および水準において方針に沿った教育成果が実現されていると思われる。
- ・2011年度は博士後期課程において課程博士取得者は2名（公法学1名、民事法学1名）であった。2010年度が0名であったことを考えると、指導教員と副指導教員による複数指導体制に基づく厳格な指導が実施された成果といえる。来年度以降もより多くの課程博士取得者を輩出できるように厳格な指導の実施に努める。
- ・博士後期課程の学位授与方針では、専門分野において自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められる能力を有する人材の輩出を目的とし、それを受けて教育課程の編成・実施方針では実定法分野のみならず先端分野、基礎法、比較法など多様な科目を配置するカリキュラムを組んでいる。2011年度の課程博士取得者2名の博士論文には方針に沿った教育成果が現れていると思われる。また、助手制度も博士論文執筆に役立っている。
- ・「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」が学生と教員に周知さ

れており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている。これにより効果的な指導が実現されている。

(2) 改善すべき点

- ・教育・研究のシステムはほぼ出来上がっているが、これをさらに有効に活用させるための工夫が必要である。
- ・2009年度までの数年間、修士学位取得者数は1年あたり30名前後で推移していたが、2010年度は15名、2011年度は16名に止まっている。学生定員との比較において深刻な数といえる。今後は、入学者数の拡大とともに入学後の指導を徹底することにより学位取得者の増加を図るように努める。
- ・研究者養成向けの科目のみではなく、実務家向け科目を多く配置するようにして、多様な人材の輩出に努めることが求められる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

社会人向けの夜間開講に特化した法学専修コースにおいて2011年度から新カリキュラムをスタートさせた。学生のニーズに適合したカリキュラムの充実と時間割の編成に努め、次年度以降の入学者増加を目指す。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院である法科大学院と連携し、創造的な思考力を備えた優れた法曹を養成するためにも、法科大学院の学生に、法学研究科に設置されている授業科目の履修の機会を与えるようにしたい。例えば、法科大学院の学生に法学研究科の授業科目を法科大学院の選択科目として履修できるようにする。2010年度から法科大学院では手薄になりがちな外書講読科目の受講を認める措置を講じたが、次年度以降は、法科大学院学生の要請を授業内容に取り入れるように努めるとともに、受講可能な科目の拡大を図る。

5 根拠資料

- 資料4-1-1 2011年度明治大学大学院便覧
- 資料4-1-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科
- 資料4-1-3 2012年度明治大学大学院ガイドブック
- 資料4-1-4 2012年度大学院学生募集要項
- 資料4-1-5 2011年度第1回法学研究科委員会議事録(2011年4月21日開催, 報告事項8)
- 資料4-1-6 2011年度カリキュラム・FD等検討委員会資料(2011年5月12日開催, 審議事項1)
- 資料4-1-7 明治大学 ホームページ (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

[IV-2 教育課程・教育内容]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程・内容

教育課程の編成・実施方針を実現すべく、カリキュラム・ポリシーに沿うとともに、大学院設置基準第

5章（教育課程）の規定を踏まえ、法学研究科の教育課程は構築されている。その目的は、法学の各分野における高度な専門的知識を修得させることにより、研究者及び高度専門職業人の育成を図ることにある。

博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置している。法学研究コースでは、大学教員を中心とする研究者の養成のみならず、企業や官公庁の法務担当などの高度専門職業人の養成も目的としている。法学専修コースは、主に社会人を対象としており、専門知識に関するスキルアップを目的としている。

博士後期課程では、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端科目や比較法、基礎法などの多様な科目を修得させ、広範な知識と高度かつ独創的な研究能力を有した研究者の養成を目指す。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

① 必要な授業科目の開設状況

- ・法学研究コースでは、憲法・民法・刑法などの主要法律科目、法哲学・法社会学・法史学などの基礎科目のほか、英米独仏中の外国法科目、法情報学・環境法・医事法などの先端科目、弁護士などの実務家による法律実務実践研究も開講している。
- ・法学専修コースでは、「行政法・教育法」「民法」「税法・商法」「労使・雇用関係法」「法文化・裁判」という5つの特定課題研究を設け、各特定課題研究に科目設置している。

② 順次性のある授業科目の体系的配置（履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、4年間の履修モデル、適切な科目区分など）

- ・学部教育における幅広い教養の修得と法律学についての十分な知識の習得を踏まえることが、法学研究科における法学研究の前提となっている。したがって、法学部での講義や演習よりも高度かつ多様な内容の教育を提供することが求められる。また、学部との一貫教育を推進するために、学部生による博士前期課程授業の履修制度を導入し、2009年度1名、2010年度1名、2011年度は2名の法学部生が法学研究科の開講科目を受講している。
- ・法科大学院との関係では、博士前期課程修了後に法科大学院への進学を希望する者や、法科大学院修了後に博士後期課程進学を希望する者の要請に対応した授業を設置する。前者の要請に応える科目として「法律実務実践研究」を開講している。後者の要請に応える科目として、2011年度から法学研究科に外書講読科目として「外国法文献研究」を新設し、法科大学院の学生に選択科目としての履修が可能になるようにしている。
- ・研究者養成を目的とした法学研究コースでは博士前期課程と博士後期課程の教育内容について一貫性・連続性が要請される。これを実現するために、指導教員と副指導教員の連携による指導を円滑に行うことが必要となる。

③ コースワークとリサーチワークのバランス

博士前期課程では修了に必要な単位を32単位とし、そのうち1年次において24単位を取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位に抑えている。博士後期課程では博士論文の作成が主となることから、修了に必要な単位は8単位としているが、学生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

① 到達目標の明示、教育目標や教育課程の編成・実施方針と教育内容の整合性

- ・法科大学院の設立により、法学研究コースにおける研究者養成の目的が一層明確なものとなった。また、法学専修コースは、専門性を有する職業等に必要な能力の養成に特化されている。
- ・博士論文作成の指導が博士後期課程の重要な任務であるが、論文作成の指導を通じて自ずから高度の研究能力が養成される。また、博士論文作成に至る準備段階として法学研究論集に掲載する論文の作成も指導している。さらに、研究者養成型助手制度も積極的に活用している。
- ・法学研究コースでは、法情報学・環境法・医事法などの先端科目が多数開講されている。また、憲法・民法・刑法・商法などの基本科目では各科目につき複数の講義・演習が展開されている。
- ・法学専修コースでは、企業法務部門、税理士、司法書士、社会保険労務士などのパラリーガルの再教育を主たる目的として、実務色の強い科目を特定研究課題として開講している。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか（明確に示す仕組みはあるか、機能しているか）。特に学生の順次的、体系的な履修に配慮しているか。
- ② コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っているか。（修士・博士）
- ③ 教育課程の適切性を検証はどのように行っているか。責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、どのように改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」の内容を学生と教員に周知徹底させた結果、専攻科目以外の科目の履修と論文作成が計画的に行われるようになり、学位取得に向けた指導が効果的に遂行できるようになった。

(2) 改善すべき点

- ・教員数が少ないため、法学専修コースの設置科目数が十分ではない。
- ・博士後期課程への進学を希望していても後期課程入試（外国語2科目）に合格できない者が相当数見出される。博士前期課程の段階で外国語の読解力を向上させるため2011年度から「外国法文献研究」を開講した。今後は講義内容の充実を図る必要がある。
- ・実務向けの科目の充実を図る。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題についてプロジェクト講義を実施する。実施に際し、複数教員による担当やRAの活用なども試みる。2011年度から「特定課題研究」を開講している。また、外国文献の読解力を向上させるために2011年度から「外国法文献研究」を開講している。次年度以降もこれらの新設科目の内容について一層の充実を図る。
- ・学内の教員スタッフの有効活用として、准教授が担当する講義科目の拡充を視野に入れ、設置科目数増加の可能性を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・法学研究科博士前期課程は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること（専門職養成）を教育目標とし、博士後期課程ではもっぱら高度の研究機能を有する研究者の養成を目標とする。このような目標を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつつ、カリキュラム・FD等検討委員会において、専修コースの改革や英語コースの新設など、新たな教育研究計画の策定を進めている。
- ・英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて2011年度に設置委員会を立ち上げた。（資料4-2-4）設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を進める。
- ・公務員、司法書士、企業法務などを希望する学生のニーズに応えるべくコースの再編も視野にいたれた科目の配置を試みる。

5 根拠資料

資料4-2-1 2011年度明治大学大学院便覧

資料4-2-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科

資料4-2-3 2012年度明治大学大学院ガイドブック

資料4-2-4 2011年度第2回法学研究科委員会議事録（2011年5月12日開催、審議事項20）

資料4-2-5 明治大学 ホームページ（URL：http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html）

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育方法

本章第1項「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針」に示したように、本学の理念・目的を達成するために、法学研究科では人材養成目的（教育目標）を定め、この実現のために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。この方針に沿うとともに、大学院設置基準第5章（教育課程）を踏まえ、法学研究科の教育内容は構築されている。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育方法および学習指導は適切か

- ① 教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業実態（講義科目、演習科目、実験・実習科目、校外学習科目等）との整合性

各授業科目の内容、履修形態及び単位認定方法については、各教員の裁量に委ねられているが、演習科目のみならず講義科目においても少人数教育により丁寧な指導が実現されており、教育目標や教育課程編成・実施方針との整合性が図られている。

- ② 履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導（成績不振者への対応、個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫

- ・博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目の講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目の演習（4単位）を履修することが必要となる。また、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。
- ・博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位の履修が望ましい。

- ・新入生及び在学生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントを記載したレジュメを配布している。
 - ・大学院シラバスには、モデルケースとして、各年次の標準的な履修単位数を例示している。
 - ・履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の元に提出されている。(履修計画書には、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要。)
- ③ **学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援、TAの採用、授業方法の工夫等）**
 演習のみならず講義科目においても少人数教育が実現されており、報告や討論を通して学生が主体的に参加している。
- ④ **研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導**
 博士前期課程・博士後期課程ともに、1年次に履修計画書を指導教員と相談の上作成し、研究指導計画を立てている。
- 【博士前期課程】
 主として、1年次と2年次に配置されている演習科目において、履修計画書をもとに研究指導・学位論文作成指導が行われている。
- 【博士後期課程】
 研究指導・学位論文作成指導は、履修計画書（論文作成計画書）をもとに、博士論文作成に向けた指導を計画的に行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

- ① **シラバスの執筆要領等に基づく適切な作成と、設置基準に基づく内容の充実**
 統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。この結果、シラバスの作成の意義はほぼ全教員・学生に理解され、定着しつつある。
- ② **シラバスの適切な履行とその実態の把握（シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握方法等）**
 シラバスにおいて各回の講義内容が具体的に記載されるようになり、毎年、記載内容が更新されているので、授業内容・方法とシラバスの整合性がとれている。授業アンケートを見る限りシラバスの内容と実際の授業との齟齬に関する意見・要望がないことから、シラバスの内容に沿った授業が行われているものと思われる。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

- ① **厳格な成績評価（成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等）**
- ・博士前期課程のみならず博士後期課程のシラバスにおいても、半期15回・通年30回分の授業内容が記されており、かつ、成績評価方法も記載されている。
 - ・成績評価は基本的には指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって、公正かつ適切に運用されている。
 - ・履修単位科目の成績評価については、100点満点とし、60点以上を合格としている。また、成績状況を詳細に把握するために、GPA（Grade Point Average）制度を導入している。
 - ・修士学位請求論文の評価については、指導教員を主査、その他副査2名の計3名により審査を行っている。100点満点の70点以上を合格としている。
 - ・博士学位請求論文の評価については、指導教員を主査、その他副査2名による審査を経た後、研究科委員会において出席委員全員による可否判定の投票を行っている。

② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性、単位計算方法の明示

単位認定は各教員の裁量に委ねられているが、大学設置基準第21条、大学院設置基準第15条の規定を踏まえた上で、到達目標に達した学生のみが単位が認定されている。

③ 学内規程・基準に基づく適切な既修得単位の認定状況

法学研究科では首都大学院コンソーシアム学術交流の趣旨に賛同し、協定校からの協定聴講生及び協定研究生の受入ならびに協定校への派遣、協定校との間での単位互換が可能となっている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

① 研修の実施状況と研修を通じた授業改善プロセスの明示

教育内容の充実と教育成果の確保を実現するためにカリキュラム・FD等検討委員会において検討を行っている。(資料4-3-3)

③ 授業アンケートの実施と結果分析からの授業改善の状況

法学研究科の授業は、少人数で行うものがほとんどであり、院生からの要望については常時授業時において確認を行っている。また、2009年度から授業改善のためのアンケートを実施しており、年に数回、院生協議会の代表と協議の機会を設け、アンケートの内容を反映した授業改善に努めている。(資料4-3-4)

③ 多様な研修活動の工夫(複数設置科目の運営、FD委員会・カリキュラム改善委員会の活動、相互授業参観など授業研究、成績不振者への指導方法の工夫、定期的な研究発表の開催等)

- ・大学院全体では、大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置し、FDについて取り組んでいる。また、年に数回、院生協議会の代表と、教育・研究環境の向上について、協議の機会を設けている。
- ・法学研究科では、FDの一環として、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。また、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な教育方法や学習指導を行っているか。「研究指導計画」に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っているか。(修士・博士)
- ② シラバスは学生の主体的な学修を促すものとなっているか(予習復習の指示、1単位について45時間の学修の明示)。
- ③ シラバスに基づいた授業を展開しているか、シラバスに基づく授業を展開するために、明確な責任体制のもとで恒常的な検証を行い、改善につなげているか。
- ④ 教育内容・方法等の改善を図るための検証はどのように行っているか。責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、どのように改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・シラバスの記載が詳細かつ明確になったことから、シラバスの内容に即した授業内容や成績評価が行われることが期待される。
- ・課程博士学位請求者については、提出を予定している場合、事前の論文報告会が義務づけられている。報告会では学内外の教員や実務家等の参加を得て質疑応答がなされ、博士学位請求論文の質の向上に結び付いている。

(2) 改善すべき点

- ・授業内容や単位認定の適切性を担保する術がない。首都大学院コンソーシアムの利用が十分ではない。
- ・委員会全体でのFDだけでなく、研究分野ごとのFDや修士論文・博士論文作成のための指導体制を構築する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

シラバス記載内容のさらなる明確化と詳細化を図るとともに、シラバスの記載内容と実際の授業内容との齟齬の解消に努める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法学研究科内におけるカリキュラム・FD等検討委員会において現行の法学研究コースと法学専修コースの再編を含めたカリキュラムの改正について検討する。

5 根拠資料

- 資料4-3-1 2011年度明治大学大学院便覧
- 資料4-3-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科
- 資料4-3-3 2011年度カリキュラム・FD等検討委員会資料（2011年4月14日開催，審議事項2）
- 資料4-3-4 2011年度第7回法学研究科委員会議事録（2012年2月3日開催，報告事項27-②）
- 資料4-3-5 明治大学 ホームページ（URL：http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html）

[IV-4 成果]

1 目的・目標

(1) 教育目標に沿った学習成果の測定基準

本章第1項「教育目標，学位授与方針，教育課程の編成方針」に示したように，本学の理念・目的を達成するために，法学研究科では人材養成目的（教育目標）を定め，この実現のために，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針を明示している（本章第1項参照）。学習成果の測定基準は，学位授与基準において，人材像を定め，この人材像に向けた具体的到達目標を明示し，一定の基準としている。

学位授与方針に定める目指すべき人材像の育成に向けた具体的到達目標

公法学専攻の博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置し、それぞれ基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した法学研究者及び高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程は、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端分野の科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、広範な知識と独創性を持った研究者の養成を目指す。

民法法学専攻の博士前期課程では、法学研究コースと法学専修コースを設置し、民法・商法等の実定法科目のみならず先端分野・基礎法分野の多様な科目を修得させ、研究者及び法学領域の専門性を要する職業等に必要なる能力を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

前期課程の学生は、「修士学位取得のためのガイドライン」に従い、専修科目ならびに関連科目の講義、演習での指導を経たうえで、指導教員と副指導教員の指導により修士論文を作成する。後期課程の学生は、「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、指導教員と副指導教員による指導の下、研究会での報告や論集への論文掲載を経て、博士論文の作成を目指す。

2 現状 (2011 年度の実績)

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

① 学習成果を測定するための評価指標の開発及び教育内容・方法等の改善への活用状況

- ・学習成果の測定に関しては、学位授与方針に沿って定められた「学位取得のためのガイドライン」に則り、中間報告会、予備審査、紀要への論文掲載、研究会や学会での報告等を指標としながら修士論文・博士論文の研究成果の内容によって評価している。
- ・法学専修コースの社会人学生2名も含め、博士前期課程に入学した学生の多くが修士論文を執筆し、その内容も修士論文として相応しいものとなっている。
- ・博士後期課程学生の多くは大学院紀要である法学研究論集に論文を掲載している。掲載に際して1名の主査と2名の副査による厳格な審査が行われており、論文内容の水準を維持している。

② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）の実施

修了生の名簿の作成に取りかかるとともに、修了生と在学生との交流会を行い、修了生との連絡を緊密にしている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

① 卒業・修了の要件（学位論文審査基準）の学生への事前の明示

- ・修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」に明示してあり、学生に周知している。

② 学位授与手続きの適切性、学位授与方針に従った学位授与の実施

- ・修士論文については、主査の他、2名の副査が論文を厳格に審査し、審査結果を法学研究科委員会で報告して、学位授与を決定している。
- ・博士論文については、「受理および審査に関する内規」に基づき、受理審査手続を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査と2名の副査が論文を審査し、法学研究科委員会で審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位を授与するか否かについては、法学研究科委員会での投票によって決定される。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育目標に沿った学習成果が上がっているか。
- ② 学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。学生の学修成果を適切に測るよう努めているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従っているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・2011年度に博士前期課程において修士学位を取得した者は16名（公法学10名，民事法学6名）であった。2010年度の実績（15名）と比較して修士学取得者数はほぼ横ばいであるが、一昨年度までの実績と比較すると2年連続で低い水準に止まった。しかしながら、法科大学院との並存という法学研究科の博士前期課程が置かれている厳しい状況を鑑みると、一定の成果を得られたものと考えられる。
- ・博士前期課程の学位授与方針では研究者・高度専門職業人を目指す人材の輩出を目的としており、それを受けて教育課程の編成・実施方針では実定法分野のみならず先端分野や基礎法分野などにわたる多様な科目を履修できるカリキュラムを組んでいるが、その成果が修士論文の内容に反映されていると考えられる。
- ・2011年度は博士後期課程において課程博士取得者は2名（公法学1名，民事法学1名）であった。2010年度が0名であったことを考えると、指導教員と副指導教員による複数指導体制に基づく厳格な指導が実施された成果といえる。来年度以降もより多くの課程博士取得者を輩出できるように厳格な指導の実施に努める。
- ・博士後期課程の学位授与方針では、専門分野において自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められる能力を有する人材の輩出を目的とし、それを受けて教育課程の編成・実施方針では実定法分野のみならず先端分野，基礎法，比較法など多様な科目を配置するカリキュラムを組んでいる。課程博士取得者2名の博士論文は、学位授与方針ならびに教育課程の編成・実施方針に沿って行われた教育の成果が現れているものと思われる。また、助手制度も博士論文執筆を希望する学生のために有効に活用されている。
- ・「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」が学生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている。これにより効果的な指導が実現されている。

(2) 改善すべき点

- ・法学専修コースの修士学位取得者が少数に止まっている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・「修士学位取得のためのガイドライン」ならびに「博士学位取得のためのガイドライン」を確実に実施し、研究者養成型助手制度，副指導教員制度の有効活用について検討を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

課程博士取得を促進するとともに、課程博士取得者が大学等の研究機関に就職できるようにするための支援体制の整備について検討を進める。

5 根拠資料

資料4-4-1 2011年度明治大学大学院便覧

資料4-4-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科

資料4-4-3 2012年度明治大学大学院ガイドブック

資料4-4-4 明治大学 ホームページ (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

V 学生の受け入れ

表5-1 入試形態別志願者数(過去3年間)

大区分	小区分	2010年度	2011年度	2012年度
一般入試	(前期課程)	27	28	35
	(後期課程)	20	19	7
学内選考入試	(前期課程)	13	18	9
社会人特別入試	(前期課程)	なし	2	2
外国人留学生入試	(前期課程)	7	14	13
	(後期課程)	3	4	0

表5-2 年度別入学定員と入学定員超過率(過去4年間)

定員	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	入学者数	比率(%)	入学者数	比率(%)	入学者数	比率(%)	入学者数	比率(%)
博士前期 課程 50名	20	40	17	34	22	44	33	66
博士後期 課程 12名	2	16.6	4	33.3	7	58.3	7	58.3

表5-3 外国人留学生の状況(過去3年間)

項目		2009年	2010年	2011年
M	全入学者	17	22	33
	留学生入学者	2	4	5
	留学生割合(%)	11.7	18.1	15.2
D	全入学者	4	7	7
	留学生入学者	0	0	2
	留学生割合(%)	0	0	28.6

表5-4 社会人学生の状況(過去3年間)

項目		2009年	2010年	2011年
M	全入学者	17	22	33

	社会人入学者	2	2	1
	社会人割合 (%)	11.7	9.1	3
D	全入学者	4	7	7
	社会人入学者	0	0	0
	社会人割合 (%)	0	0	0

1. 目的・目標

(1) 入学者の受け入れ方針（アドミッションポリシー）

法学研究科博士前期課程及び博士後期課程を入学者に求められる要件等を「入学者受入方針」として定めて、これを大学院便覧（資料5-1, 11頁）、大学院シラバス（資料5-2, 5頁）、大学院ガイドブック（資料5-3, 154頁）、大学院学生募集要項（資料5-4, 2頁）、ホームページ（資料5-6）等で公表している。

法学研究科の入学者の受け入れ方針

【博士前期課程】

法学研究科博士前期課程では、研究者・高度専門職業人としての学問的基礎を修得し、自立して問題解決に当たることができる能力を備えた人材の育成を目指しています。そのため、次のような資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れます。

- 自らの研究テーマを探究し自立した法学研究者を目指す者。
- 法学領域の専門性を要する職業等に必要な能力の修得を目指す者。

以上の入学者受入方針に基づき、年2回の学内選考入学試験、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、3年早期卒業予定者入学試験を実施し、研究者・高度専門職業人となるべき豊かな素養と能力を重視した入学者選抜を行いません。

【博士後期課程】

法学研究科博士後期課程では、法学分野の研究者として自立して研究活動を行なうに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を備えた人材の育成を目的としています。そのため、次のような資質や意欲を持つ学生を積極的に受け入れます。

- 法学に関する専門分野において自立した研究者を目指す者。
- 大学等の高等教育機関において教育研究活動を目指す者。

以上の入学者受入方針に基づき、一般入学試験、外国人留学生入学試験を実施し、研究者となるべき専門能力を重視した入学者選抜を行いません。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

① 求める学生像及び入学にあたり習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

大学院案内、大学院シラバス等を通じて人材育成の目的を明示すると共に、そのために必要な学生像を明示している。

② 障害のある学生の受け入れ方針

障害のある学生に対しても広く門戸を開き、公平性・公正性を害さない範囲で入試実施方法について変更を加えると共に、修学支援のためのサポート体制を構築する。

③ 学生の受け入れ方針の受験生を含む社会への公表

進学相談会、大学院案内、ホームページ等を通じて、博士前期課程・後期課程の進学に必要な知識

等について周知を図っている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

① 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

法学研究科では、多様な入学試験形態を採用している。これにより、入学者受入方針に対応する学生を募集することができている。なお、各受験生の能力を的確に判断するために、入学者の選抜は、法学研究科の内規に基づき、厳格かつ公正に行っている。

② 学生募集、入学者選抜を適切に行うための必要な規程、組織、責任体制等の整備

大学院入試実施要領、大学院入学試験監督要領、入学問題作成管理体制に基づいて厳正に実行されている。カリキュラム・FD等委員会及び法学研究科委員会において、学生募集や選抜方法の妥当性につき議論している。

③ 公正・公平な学生募集、受験機会の保証、受験生の能力を適切に判定する入学者選抜方法

- ・博士前期課程については、学内選考入試と一般入試（年2回）という2種類の入試を実施している。学内選考では、法学部のみならず他学部の成績優秀者にも受験資格を与え、専門科目の筆記試験と面接試験により合否判定を行っている。一般入試では、法学研究コースにつき、外国語と専門科目の筆記試験および面接試験により、また、法学専修コースにつき、外国語と小論文の筆記試験および面接試験により合否判定を行っている。2005年度より、志願者を増加させるため、前期課程も後期課程も9月と2月に2回入試を実施している。また、後期課程について、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。
- ・学内選考入試を行い、成績優秀者に受験資格を与え、筆記試験と面接試験の結果により合否を判定している。2011年度（2012年度入試）では、9名へと志願者が減少した。来年度以降の増加を目指している。
- ・他大学・大学院の学生に対しても、一般入試に関しては、門戸を広く開放し一般選抜入学試験を実施しており、大学院生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能である。一般入学試験実施にあたっては、各研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している状況は無い。
- ・2003年度より昼夜開講制の法学専修コースを開設し、社会人の積極的な受入れを目指したが、志願者・入学者は少ない。2011年度（2012年度入試）では、2名の志願者があり、入学者は0名であった。留学生の入学者については、博士前期課程については、2010年度入試において2名、2010年度入試において4名、2011年度は5名であった。博士後期課程については、2011年度において2名の留学生を受け入れた。さらに、交換留学生を2009年度に1名、2010年度に2名受け入れている。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

① 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

在学生数比率は、2008年度、2009年度と落ち込んだが、入試制度の見直しや学生の支援体制の充実により、回復傾向にある。

② 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

博士前期課程の入学定員は50名（公法学専攻25名、民事法学専攻25名）、博士後期課程の入学定員は12名（公法学専攻6名、民事法学専攻6名）この数年は、入学定員を満たすことができていない。

	博士前期課程		博士後期課程	
	入学者	志願者	入学者	志願者

2006年度	34名	76名	7名	15名
2007年度	35名	79名	10名	18名
2008年度	20名	69名	2名	19名
2009年度	17名	46名	4名	27名
2010年度	22名	47名	7名	23名
2011年度	33名	62名	7名	23名

2005年度（2006年度入試）から一般入試を2回実施することによって多少改善されたが、2009年度からとりわけ博士前期課程の志願者が減少傾向を示している。学内選考を2回実施することにより、2011年度は志願者・入学者ともに増加した。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

カリキュラム・FD等検討委員会において、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての改革・改善点の検討を行い、その結果を受けて法学研究科委員会において次年度以降の学生受け入れのあり方を議論している。（資料5-5）

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の方法は整合しているか。
- ② 学生の受け入れの適切性の検証はどのように行われているか。検証する責任主体、権限、手続きを明確にし、適切に検証が行われ、どのように改善に結びついているのか。

(1) 効果が上がっている点

- ・志願者を確保するために多様な入試形態を採用している。
- ・学内の勉学意欲に満ちた成績優秀者が、卒業後の進路を早期に確保でき、加えて、大学院入学にむけて基礎学力及び経済上の準備を行う余裕を得ることができる。
- ・他大学・大学院の受験生を平等に扱っている。
- ・社会人の多様な要請に応えている。
- ・学生相互の交流により、知的刺激を受ける機会が広がっている。

(2) 改善すべき点

- ・博士前期課程は入学者数が定員を満たしていない状態が続いていることから、定員数との比較において修士学位取得者数をみると、満足のできる数字に達しているとはいえないため、入学者を増やす必要がある。
- ・法科大学院の開設に伴い、志願者の確保のための方策が必要となっている。
- ・学内の成績優秀者に対して、大学院における勉学の魅力をPRする機会をさらに増やしていく必要がある。

ある。

- ・他大学・大学院に対する更なる広報活動が必要である。
- ・学生の研究関心を広げ、研究レベルを上げるための方策を立てる必要がある。
- ・法科大学院の開設に伴い、教員の負担が増加した。
- ・法科大学院の開設に伴い、法学研究科への志願者が減少する傾向にあり、これに対する対応策が要請されている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・入試制度の改革や進学相談会の充実を図ることにより、入学者数を増加させることによって、修士学位取得者数の増加に結び付けるように努める。
- ・海外からの留学生をさらに増加させ学生数の確保を図ると共に、大学院の国際化・国際貢献に資するために、LLM・プログラムの導入を図ることとし、そのために必要な調査や具体的な体制づくりを行う。
- ・法科大学院の卒業生の博士後期課程進学を研究者養成の一つの方法と位置づけ、法科大学院在学生のニーズを掘り起こすため、法科大学院と協力して、在学生の法学研究科設置科目（特に外書講読・外国法）の受講の可能性やその他の単位互換制度等を含めた問題について一層の協議を進める。
- ・法学専修コースを受講したる社会人のニーズに合致させるために、カリキュラム、科目内容の改正・修正を図る。学部生のニーズを掘り起こすために、学部生対象の講演会・シンポジウムを実施する。
- ・学内選考入学試験を今後も複数開催したい。法学研究科は学内選考入学試験の志願者が多く、このことは、他研究科と比較しても常に最上位にある。このことを鑑み、内部進学者への進学機会を増やすことにより志願者の確保に繋げたい。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法科大学院との連携を継続的に図り、あらたな研究者養成システムを構築する。

5 根拠資料

資料5-1 2011年度明治大学大学院便覧

資料5-2 2011年度明治大学大学院シラバス 法学研究科

資料5-3 2012年度明治大学大学院ガイドブック

資料5-4 2012年度大学院学生募集要項

資料5-5 2011年度第8回法学研究科委員会議事録（2012年2月21日開催、審議事項5）

資料5-6 明治大学 ホームページ

「[法学研究科入学試験概況データ](#)」

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/6t5h7p000001e51h-att/houken2012.pdf)

VI 学生支援

表6-1 退学者数及び退学理由（過去3年間）

		病気	一身上都合	他大学院入学	経済的理由	その他(期間満了)	合計
2009年	M	0	2	0	0	0	2

	D	0	1	0	0	2	3
2010年	M	0	3*	0	0	0	3
	D	0	4	0	0	0	4
2011年	M	0	1	0	0	2	3
	D	0	3	0	0	2	5

※博士前期課程・博士後期課程別に記載する。

※除籍者も含む。

1. 目的・目標

(1) 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援）に関する方針

- ・法学研究科は、学生支援（修学支援、生活支援、進路支援）を手厚く行う。
- ・本学法学研究科出身の研究者のネットワークを構築し、定期的に就職支援のための懇談会を開催するとともに、研究活動・就職活動に関する知見を得る機会を与えるシステムを拡大・充実する。
- ・課程博士取得者や論文博士取得者による研究活動に関する講演会を開催し、計画的な研究活動のための方法論を確立できる機会を提供する。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

TA・RA、奨学金、助手制度、さらにサポーター制度を利用して経済的な面での研究支援を図ると共に、留学制度・副指導教員制度・特別講義及び大学院ゲスト講師招聘講義によって研究促進を図っている。また、ネットワーク構築により就職支援を行う。（資料6-4、6-5）

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

① 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

カリキュラム・FD等検討委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。（資料6-1）

② 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

博士前期課程・博士後期課程に在学する全学生に対して、指導教員だけでなく副指導教員を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている。

③ 障害のある学生に対する修学支援措置の適切性

視力障害のある学生が博士前期課程に入学したこともあり、授業の準備や研究作業、論文作成に関するサポーター制度を設けて、博士前期課程・博士後期課程に在籍する学生による支援体制を構築・運用している。

(3) 学生の進路支援は適切に行われているか

大学院における指導教員と学生の緊密なつながりのもと、生活指導は各研究室レベルで適切に行われている。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らか

になった事項を記述する。

- ① 修学支援, 生活支援, 進路支援に関する方針を, 学生の傾向などを踏まえて定めているか。その方針が教職員で共有しているか。
- ② 方針に沿って支援のための仕組みや組織体制を整備し, 適切に運用しているか。
- ③ 学生支援の適切性の検証はどのように行われているか。検証する責任主体, 権限, 手続きを明確にし, 適切に検証が行われ, どのように改善に結びついているのか。

(1) 効果が上がっている点

- ・障害学生に対するサポーター制度が在学生の協力もあって, 実際に効果を上げている。
- ・副指導教員制度は, 修士論文作成指導, 進路指導において効果を上げている。
- ・大学院OB・OGとのネットワークづくりが一定の就職支援への効果を上げ, 卒業生の就職へのポスト獲得に確実な成果を上げている。
- ・多くの学生が各種奨学金を受給しており, 在学中の経済的な問題が軽減できている。

(2) 改善すべき点

- ・副指導教員制度の活用については個人毎にばらつきがあり, 制度的に対応する必要がある。
- ・他の大学院院生との研究交流をもっと活発に組織する必要がある。
- ・学生支援等に関する方針について, 教職員でさらに共有していくことが望まれる。
- ・法学部および法科大学院との連携を継続的に図り, より機能的な研究者養成システムを構築する。
- ・法学専修コースについて, その意義や制度の在り方を, 再検討する。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・障害学生受け入れのためのスキャナー・変換ソフトその他のハード面の充実を図る。
- ・大学院OB・OGと在学生のネットワークを一層充実させる。
- ・指導教員・副指導教員の連携を強化して指導体制を充実させるためのシステムづくりをカリキュラム・FD等委員会で行う。
- ・就職支援として, 院生の研究内容や成果について紹介するための冊子作成の準備を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・大学院OB・OGのネットワーク, 教員のネットワークを統合し, 全国的な規模での研究者就職支援体制の構築し充実させる。
- ・自己点検や入試制度の見直しに特化した委員会を設置して, 自己点検・入試制度改革の詳細な検討を行う。
- ・課程博士論文作成を促進するための制度作りを行う。
- ・課程博士論文作成のための体験者講演会の開催をする。

5 根拠資料

- 資料6-1 2011年度カリキュラム・FD等検討委員会資料
- 資料6-2 2011年度就職キャリア支援計画概要書
- 資料6-3 2011年度大学院教育振興費基礎配分(研究者養成支援プログラム)

資料6-4 2012年度教育・研究に関する長期・中期計画書

資料6-5 2012年度単年度計画書

資料6-6 奨学金情報誌 assist 大学院（法・商・政・営・文・理・農・情コミ・教養デザイン・先端数理科学研究科）用[2011年度版]

資料6-7 奨学金情報誌 assist 大学院（法・商・政・営・文・理・農・情コミ・教養デザイン・先端数理科学研究科）用[2011年度日本学生支援機構奨学金予約採用版]

Ⅶ 教育研究等環境（Ⅶ-3 研究環境等）

1. 目的・目標

(1) 学部独自の教育研究施設（名称、設置場所）の状況とその利用目的

法学研究科独自の教育研究施設はない。大学院としては、リバティタワー19階・20階に授業を行う演習室、21階・22階に共同実習室等があり、院生に活用されている。

2. 現状（2011年度の実績）

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は、教育課程の特徴や教育方法、研究上の特性等に応じて、適切に整備されているか

- ・教員研究室として個室が提供されているが、書架の設置などにつき制限があり、利用上問題がある。
- ・リバティタワー19階から22階が大学院専用スペースとなっており、設備も充実している。
- ・図書館の図書は必ずしも十分とはいえないが、電子媒体の資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実が進められている。
- ・山手線コンソーシアムにより、他大学・大学院との図書の学術情報の相互利用制度が整備されている。
- ・教員には「法律論叢」、「MEIJI LAW JOURNAL」及び「社会科学研究所紀要」への投稿の機会が確保されており、実質的にも研究成果発表の機会として機能している。
- ・教員の研究時間を確保させる方策は不十分である。
- ・社会科学研究所には、共同研究・総合研究制度があり、また大学院には、大学院研究科共同研究の制度がある。
- ・2004年度に法学研究科内に特定課題研究所が創設され、2006年度より特定課題プロジェクトへと名称変更され、現在5つのプロジェクトが設置され、学内外の研究者との共同研究が行われている。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学生の学修や教員の教育研究の環境整備の方針に基づいて、どのような取り組みがなされ、どのような成果があがっているか、あるいは課題があるのか。

(1) 効果が上がっている点

学生専用フロアが確保され、研究活動の拠点として機能している。また、各教室からインターネットの接続が可能となっており、教育活動の支援体制が整備されている。

(2) 改善すべき点

- ・教員研究室の書籍収納スペースは限界であり、全学的な見地から年度計画に基づき、書架の増設、書籍収納スペースの整理、有効的な活用をしていく必要がある。
- ・研究における国際的な連携活動へ向けた計画が不十分である。
- ・教員は、学部・研究科・法科大学院を兼務せざるを得ないことから、博士前期課程・後期課程の指導学生を担当する教員の中で責任担当時間数の10時間（5コマ）以上の担当により、研究時間の確保が困難となっている教員が少なくない。（法学研究科授業担当教員56名中、32名が5コマ以上授業担当）また、学内諸業務も多く、研究時間の確保を困難にしている。（法学研究科執行部4名の平均コマ数：10コマ）（資料7-1）
- ・全体的に法学研究科院生の中で助成制度が認知されておらず、研究助成の申請率が低い。（資料7-2）

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

研究助成制度の周知を図り、申請を積極的に推進する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・教員研究室における書籍収納スペースの改善へ向けた方策を検討する。
- ・研究における国際的な連携を促進させる。
- ・教員の研究時間を確保すべく方策を検討する。

5 根拠資料

資料7-1 全学部大学院授業報告伝票データ2011

資料7-2 院生の研究助成制度の利用率データ

資料7-3 社会科学研究所紀要募集要項

資料7-4 法律論叢募集要項

資料7-5 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム ホームページ

(URL : <http://www.meijigakuin.ac.jp/~toshopac/opac/info.html>)

X 内部質保証

1. 目的・目標

(1) 内部質保証の方針

法学研究科における内部質保証は、カリキュラム・FD等委員会が担う。

カリキュラム・FD等委員会は、教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検・評価することを目標として、定期的開催され、①FDなどで得られた評価結果を検討し、②それを踏まえて具体的な改善方策を策定して研究科執行部に報告し、さらに③研究科委員会での審議結果を受けて各種改善方策の実施にあたるものとする。

内部質保証に関して同委員会が目標とするところは、次の通りである。

1. 自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続きおよびその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施すること。
2. 自己点検・評価の結果を、本学ホームページ等を通じて社会に公開すること。
3. 自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用すること。

2. 現状 (2011 年度の実績)

(1) 点検・評価を行い、社会に公表しているか

① 評価に関する委員会等の設置 (名称, メンバー, 年間開催回数)

委員会等の名称	主なメンバー, 人数	開催回数
法学研究科カリキュラム・FD等委員会	法学研究科執行部全員, 研究科委員会で選任された委員6名 計10名	6回
法学研究科院生協議会との懇談会	院生協議会から学生3~4名と研究科執行部4名, 計7~8名で組織	1回

② 評価報告書等の作成, 公表

2010 年度法学研究科自己点検・評価報告書 (資料1)

明治大学ホームページ (資料3)

(2) 内部質保証に関するシステム (内部質保証を掌る組織, 改革・改善につなげる制度, 改善実績) を整備しているか

研究科内に設置されているカリキュラム・FD等検討委員会では、現状をより具体的に把握し、有効な改善策を策定するために、英語コース設置準備委員会や新コース・定員問題検討会など、少人数からなるワーキンググループを立ち上げ、担当する諸課題を分担・検討して草案を作成し、法学研究科委員会に逐次提案して論議検討を経て、大学院委員会での承認手続きに付託すべく、活動している。カリキュラム・FD等検討委員会での改善計画は、研究科委員会において年度計画書としてとりまとめられ、学長ヒアリングや理事会での精査を経て予算され、実行に移される。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 質保証を行うための積極的な姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。そのシステムを適切に機能しているか。
- ② 学外者の意見を聴取する等、内部質保証システムの客観性、妥当性を高めるために工夫を行い、

成果を上げているか。

- ③ 学部内の諸活動におけるさまざまな検証と見直しのシステムが実行されているかを把握しているか。
- ④ 受験生を含む社会一般に必要な情報（教育情報の公表、点検・評価結果など）を公表しているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・研究科レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ・研究科レベルでは、自己点検・評価を定期的に行い公表することで、組織の構成員に問題点を明確にしている。

(2) 改善すべき点

- ・外部評価の導入
- ・教育研究活動のデータベース化の拡充及び推進
- ・データベース化の必要性は認識されているが、現在のところ、データベース化は思うように進んでいない。今後はより一層データベース化を行い、データ活用を行うことにしたい。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立を、より明確に構築していく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

自己点検・評価の節目で、研究科の教育理念・人材育成に関する目的・その他教育研究上の目的を実現に見合った中・長期を視野に入れた計画、実施、点検・評価、見直しを行い、その実現に向けたシステム構築し維持していくことが重要と考えている。

5 根拠資料

資料10-1 2010年度自己点検・評価報告書

資料10-2 2012年度 教育・研究に関する年度計画書 「教育・研究に関する長期・中期計画書」

資料10-3 明治大学 ホームページ

「学部等自己点検・評価報告書 法学研究科」

(URL : http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/6t5h7p00000als8y-att/3_3.pdf)